

重要事項説明書

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

利用者： _____ 様

事業者： なすの訪問入浴介護ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	なすの訪問入浴介護ステーション
所在地	栃木県那須塩原市緑1丁目8番43号坂本事務所1
連絡先	0287-46-5770
管理者名	石崎 充毅
サービス種類	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
介護保険指定番号	0971301528 号
サービス提供地域	那須町、那須塩原市、大田原市、那珂川町、那須烏山市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後5:30
定休日	土日、祝祭日、12月29日～翌年1月3日

祝祭日のご利用希望者にご相談下さい。

(3) 職員体制

	資格	人数
管理者	看護・介護職員との兼務あり	1名
看護職員	看護師・准看護師	1名以上
介護職員／オペレーター	介護福祉士、介護実務者研修、初任者研修、その他	1名以上

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問入浴介護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問入浴介護のサービスを提供します。訪問入浴介護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問入浴介護のサービス提供に努めます。

3 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0287-46-5770

担当者：中村 洋文

受付時間：午前8:30～午後5:30

尚、苦情処理の体制及び手順については、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要に記載しております。

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

市町村介護保険相談窓口	那須町：保健福祉課 0287-72-6910 那須塩原市：高齢福祉課 0287-62-7191 大田原市：高齢者幸福課 0287-23-8865 那珂川町：健康福祉課 0287-92-1119 那須烏山市：健康福祉課 0287-88-7115
栃木県国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階

介護福祉課介護サービス担当	電話番号	028-643-2220
	FAX番号	028-643-5411
	対応時間	9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く)

4 サービス内容

浴槽・その他入浴に必要な設備を持参のうえ、ご利用者様の自宅に出向き、全身入浴の介助を行います。ただし、ご利用者様の心身状況によっては、清拭・部分浴の介助になる場合もあります。

○サービスが提供できる時間帯 午前8:30~17:30

5 利用料金

(1) 利用料金

介護保険の給付を利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の介護報酬告示額をご利用者様にお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用料金については、全額自己負担となります。

① 基本料金(下記の料金の1割~3割負担となります)

	看護職員1名+介護職員2名の場合 (介護予防訪問入浴介護) 介護予防訪問入浴介護にあたっては看護職員1名 +介護職員1名の場合	介護職員3名の場合 (介護予防訪問入浴介護) 介護予防訪問入浴介護にあたっては介護職員2名の 場合
全身入浴	12,660円(8,560円)	12,030円(8,130円)
清拭・部分浴	11,390円(7,700円)	10,830円(7,320円)

※早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)は基本料金の25%増し、深夜(22:00~翌6:00)は基本料金の50%増しとなります。

(2) キャンセル料

ご利用当日の朝8:30までにご連絡がない場合は実費負担額を請求致します。

※ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金をいただきます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

(4) その他

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日前後請求しますので、26日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。※振り込みの場合、振込手数料はご利用者様の負担となります。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問入浴計画作成と同時に契約を結んだ後、サービスの提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します。）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様またはそのご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様またはそのご家族が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・その他契約書に記載されている事項に該当した場合。

(3) その他

- ・交通事情などにより、訪問時間が多少前後することがございます。予めご了承ください。

(4) 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。賠償責任については契約書に定めた通りとします。

(5) 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待防止委員会を設置し、委員長を虐待防止に関する責任者とする。
- 2 虐待防止委員会は必要に応じ成年後見制度等必要な制度の利用支援をおこなう。
- 3 虐待防止委員会は虐待の防止のための指針を整備し、必要時に外部機関との連携を図る。
- 4 虐待防止委員会は定期的に会議を開催し、その結果を公表し従業者に対して周知徹底をおこなう。
- 5 虐待防止委員会は従業者に対して定期的に研修を開催する。

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	

緊急連絡先	氏名 連絡先	
	メールアドレス	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

*お電話に出て頂けない場合はショートメールやメールを送らせて頂く場合も御座います。

【事業内容】

訪問入浴介護

【事業者】 One-or-Eight 合同会社

住 所： 栃木県那須塩原市緑1丁目8番43号坂本事務所1

代 表 者： 中村 小織

【事業所】 なすの訪問入浴介護ステーション

住 所： 栃木県那須塩原市緑1丁目8番43号坂本事務所1

(指定番号 0971301528)

説明者

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和

【ご利用者】 住 所

氏 名

【代理人】 住 所

氏 名

署名代行理由：